

仙台大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

仙台大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の建学の精神「実学と創意工夫」と基本理念「スポーツ・フォア・オール」に基づき、大学学則及び大学院学則に使命・目的等を踏まえ人材養成に関する目的や教育研究上の目的を具体的に定めており、大学案内やホームページ等の各種媒体においても統一的な表現で明示し公表されている。

使命・目的等の達成のため「学校法人朴沢学園中期経営計画<2019年4月1日～2024年3月31日>」（以下「第Ⅰ期中期経営計画」という。）を作成し、毎年度その進捗状況を管理するとともに、その達成度を踏まえて「学校法人朴沢学園中期経営計画<2024年4月1日～2029年3月31日>」（以下「第Ⅱ期中期経営計画」という。）を作成し公表を行っている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映しており、教育研究を遂行するための組織を整備し、適正に運営している。

〈優れた点〉

〇令和5(2023)年度から、若手教職員を中心とした「プロジェクトチーム」を設置し、10年後のビジョンを見据えた改善・改革すべき点等について議論を開始していることは評価できる。

「基準2. 学生」について

学部・学科及び研究科ごとに、教育目的に基づきアドミッション・ポリシーが定められ、入学者選抜は、入試区分ごとに選考方法・選考基準を定め、アドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもとで実施されている。

多様な学生に対応するため各センターを設置して教職協働による学生支援体制が整備されている。特に、修学不振、留年及び復学した学生に対する「修学サポート委員会」が設置され支援する体制が整えられている。

キャリア支援は教育課程内外において大学の特性を生かしたキャリア支援を展開しており、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され運営されている。

施設設備は体育系大学として整備され、各種グラウンドや体育館など専門施設を備えており、十分な施設・設備を整備している。

〈優れた点〉

- 「大学紹介インターンシップ」の一つとして、仙台市に本拠地を置くプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を結び、学生の学ぶ機会を提供していることは高く評価できる。
- アスレティックトレーニングルームを設置し、医師の指示のもとでアスレティックトレーナー資格保有者及び学生トレーナーがスポーツ外傷・スポーツ障害のアスレティックリハビリテーション等の指導を行っていることは高く評価できる。
- 「ラーニングコモンズ」を整備し、アクティブ・ラーニングなど学生たちの主体的な活動を支援する環境として提供するとともに、学生と教員とが学び合う場となっていることは高く評価できる。
- 学修支援に関する学生の意見・要望に応じた改善事例として、「公務員採用塾」を発足させていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ学部・学科及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーが定められ、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、各媒体で学内外に周知している。

学部・学科、研究科は教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ナンバリングを導入しカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリーを策定し、教育課程の順次性・系統性を明確化している。教養教育については教養教育部を独立設置している。

教授方法についてはシラバスにルーブリックを明示し、学生が授業の到達目標に向け学修を進められるようにしている。学部及び各学科の三つのポリシーを踏まえ「機関(大学)」「教育課程(学科)」「科目(授業)」の3段階のレベルにおいて教育成果及び学修成果の点検・評価を行っている。点検・評価結果は、IR部が授業改善と教育の質の向上のためにフィードバックを行っている。

〈優れた点〉

- 英語教育においては実用性を重視し、継続的な学修による学力向上を目標としており、そのためのオリジナルテキストを作成し、オープンな教育リソースとしてホームページにも公開している点は評価できる。
- 「学生参加型FD研修会」を開催して学生からの意見をくみ上げ、教員と学生による相互補完的な活動によって教授方法の工夫・改善に取り組んでいる点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントは、学長がリーダーシップを発揮するため、各種会議体の役割等を定め、下部組織として各種委員会を置き、権限の分散による組織間の相互けん制と責任の明確化を図り、適切な体制を整えている。

学部・学科及び研究科に必要な専任教員を適切に配置し、教員の採用や再任及び昇任について適切に行っている。

FD(Faculty Development)活動は「SUFDF Report」を毎年発行し、教員の資質・能力の

向上と授業改善に努めている。SD(Staff Development)活動は、職員の大学運営能力と資質向上のため各種研修会への参加や「研修員受入制度」への派遣及び若手職員への修士課程修学機会を与えるなど大学として積極的に実施している。

専任教員への研究用設備・装置及び研究費が配分されており、外部資金の獲得への大学独自の研究資金を用意し、研究支援体制も整えている。

〈優れた点〉

- 学校教育法上の助手とは異なる「新助手」という独自の職位を設け、教員と事務職員をつなぐ教育活動を間接的に補助する業務に従事させていることは評価できる。
- 若手職員育成のため、法人が学業経費を一部負担し、計画的に通信制の大学院へ進学させるなど学びの機会を与え、かつ大学院修了者については、積極的に部長・課長等の管理職に登用するなど、知見を現場に生かせるような組織づくりを行っていることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則が整備され、関係法規を遵守して運営しており、経営の規律と誠実性の維持に努め、情報の公開についても適切に行っている。また、最高意思決定機関としての理事会は、理事会と教学組織との意思疎通を図る役割を担う組織として常任理事会を設置して、経営部門と教学部門との情報共有や意見交換等、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制を整えている。また、評議員会の諮問機関としての役割及び監事の監査業務は適切に行われており、三様監査体制を整備して三者合同による情報交換会を定期的実施するなど、厳正な対応を行っている。

会計処理は適正に行われており、情報公開及び開示についても適切に対応している。また、長期財務計画を策定し、財務目標シナリオと財務限界シナリオを定め、その間に財務状況が収まるよう運営を行うなど財務構造の安定化に努めている。

〈優れた点〉

- 「第Ⅱ期中期経営計画」を作成するに当たり、計画進捗の明確化のために KGI（重要目標達成指標）、KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、理事会・評議員会での意見聴取のほか、学外有識者にも意見聴取を実施し計画に反映していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のための組織として「自己点検・評価運営委員会」を設置して学長のリーダーシップを発揮する組織が整備されている。

「自己点検・評価運営委員会」は「自己点検・評価規程」に基づき、九つの項目について点検及び評価を企画部 IR 課と連携して行っており、委員会で審議した内容については、速やかに教授会及び部長会議に報告し、全教職員との情報共有と共通理解を図っている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施として平成 20(2008)年から毎年度、各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を実施しており、組織・担当業務の振返り及び業務目標の設定と、全教員による研究活動や教育活動での「目標と

結果」「次年度に向けた課題と目標」の整理を行い、全教職員で共有している。

内部質保証を推進させるため、学部・学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルを「自己点検・評価運営委員会」を中心とした組織を確立して機能させている。

〈優れた点〉

○各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を行うことにより、教職員の自己成長と組織全体の進化を促し、大学の教育・運営の質を高める重要な仕組みとして機能していることは評価できる。

総じて、東北・北海道地区の体育学を基軸とした人材の育成を担う 1 学部 6 学科の大学として、多様な社会の変化に対応するため、大学の立地条件や地域特性を生かした教育活動や地域貢献活動が展開されており、体育系大学としてふさわしい施設や設備を有している。自己点検・評価を実施して組織及び業務目標を設定し PDCA サイクルを用いて内部質保証の体制を確立しており、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・連携」「基準 B.国際交流と連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 仙台市に本拠地を置くプロスポーツ 4 団体とのアカデミックパートナーシップ
2. 附属高校との高大接続教育の深化及び ICT 教育の充実による人材の育成

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「実学と創意工夫」と基本理念「スポーツ・フォア・オール」を踏まえ、大

学及び大学院の使命・目的は、大学学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 2 条第 1 項において、それぞれ意味・内容を簡潔に文章化して明確に示している。また、体育系大学ならではの「身体活動」を基軸とする個性・特色を生かして、学部・学科並びに研究科の教育課程及び教育活動等に反映している。

社会情勢の変化や時代の要請に応じた人材養成への対応として、大学学則及び大学院学則に自己点検・評価を行うことを定め、建学の精神、基本理念を踏まえ、使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価を行い PDCA サイクルを活用して改善・改革に努めている。

〈優れた点〉

○令和 5(2023)年度から、若手教職員を中心とした「プロジェクトチーム」を設置し、10 年後のビジョンを見据えた改善・改革すべき点等について議論を開始していることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を受けて決定されており、学内外への周知も大学案内、学生便覧やホームページ等に掲載及び学内随所にパネルを掲示して周知している。

使命・目的等の達成のため平成 31(2019)年に「第 I 期中期経営計画」を作成し、毎年度その進捗状況を管理するとともに、その達成度を踏まえて「第 II 期中期経営計画」を令和 6(2024)年に作成し公表を行っている。

三つのポリシーは学校教育法施行規則第 165 条の 2 にのっとり、建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映している。使命・目的等を踏まえて学部・学科、研究科、附置機関及びエンロールメント・マネジメントに資する各組織の円滑な運営を図るための委員会を置き、適正に運営している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科ごとに、教育目的に基づきアドミッション・ポリシーが定められ、建学の精神と併せて大学案内やホームページ等にて公表・周知されている。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもとで実施されている。入試問題は問作委員を選出して大学自ら作成しており、それぞれの試験科目の作業部会を設置し、構成員によって相互確認を行っている。また、多様な入試区分を設定し、入試区分ごとに選考方法・選考基準を定め、入学者を受入れている。入試創職部において、4年間の学業を経た卒業時の成果を検証するための調査が行われている。

定員に沿った学生の受入れ数については、大学全体で収容定員を満たしている。

〈参考意見〉

○体育学部子ども運動教育学科の収容定員未充足について、充足率を高める方策を展開することが望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制については、学生のさまざまなニーズに対応するための、学生支援センター、教職支援センター、キャリアセンター、国際交流センターを設置することで、教職協働による支援が行われている。

「ティーチング・アシスタント規程」に基づき、大学院生が TA として教育補助業務を行い、学部教育におけるきめ細かな指導を実施している。

全ての専任教員がオフィスアワー制度を設けている。日時については各研究室前、学内ポータルサイトに掲出され、シラバスにも明記されている。

障がいのある学生には、学生支援センターの「ラーニングサポート・グループ」が中心となり、授業時のノートテイクや手話通訳などの支援を行っている。

修学不振、留年及び復学した学生への対応は、「修学サポート委員会」が行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、教育課程内では、「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を1年次から3年次までの必修科目として開講している。教育課程外においては、入試創職部及び入試・就職部就職課が担当し、就職セミナー、個別面談、「公務員採用塾」等を通じてキャリア支援を行っている。インターンシップコースを希望した学生を対象に、大学が紹介する実習先で「大学紹介インターンシップ」を実施している。大学院においては、キャリア支援科目として「キャリアマネジメント演習」を設け、選択科目として「スポーツ科学インターンシップ」を実施している。

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、学生の就職希望分野や傾向を分析し、採用傾向などの情報を反映させた的確な情報を発信するよう適切に運営されている。

〈優れた点〉

○「大学紹介インターンシップ」の一つとして、仙台市に本拠地を置くプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を結び、学生の学ぶ機会を提供していることは高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部及び「健康管理センター」が設置され、学生が学修面及び生活面で支障を来すことのないよう、学生サービス、厚生補導が行われている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、「健康管理センター」や学生相談室を設置し、専門の有資格者を配置して学生支援を行っている。学生の課外活動への支援に関しては、「仙台大学学友会」が組織され、活動資金の助成が行われている。

奨学金など学生に対する経済的な支援については、学生部等を窓口とし、大学独自の給付型奨学金制度、「スポーツ奨学生制度」「ハイパフォーマンススポーツ奨学生制度」の奨学金制度を設けるなど、学生への経済的支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

- アスレティックトレーニングルームを設置し、医師の指示のもとでアスレティックトレーナー資格保有者及び学生トレーナーがスポーツ外傷・スポーツ障害のアスレティックリハビリテーション等の指導を行っていることは高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積・校舎面積は設置基準を上回り、各種グラウンドや体育館など多くの専門施設を備え、体育系大学として十分な施設・設備を整備している。教育目的達成のために図書館や教室、実験・実習室、大学院研究棟など、学修環境を整備し、有効に活用している。施設は全て建築基準法に定める耐震基準を満たしている。

図書館は適切な規模を有し、十分な学術情報資料と開館時間を確保し、学生や教職員の学びと研究の環境を提供している。情報処理実習室、「スポーツ情報マスメディア学科 FD ルーム」を設置し、ICT（情報通信技術）教育等に活用している。

バリアフリーについては、エレベータ、自動ドア、車椅子でも利用できる多目的トイレ、スロープ等を整備し、施設・設備の利便性に配慮している。

授業のクラスサイズについては、上限受講者数を定めており、授業規模の適正化に努めている。

〈優れた点〉

- 「ラーニングコモンズ」を整備し、アクティブ・ラーニングなど学生たちの主体的な活動を支援する環境として提供するとともに、学生と教員とが学び合う場となっていることは高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

構内 5 か所に学生意見箱を設置し、学修支援や学修環境に対する学生の意見をくみ上げている。学生のニーズなどの把握を目的とした「学修状況及び学生生活に関する調査」を行っている。アンケート調査結果は、自由記述回答の意見を集約し、回答が可能な事項について全学的に周知し、学生ニーズを意識した大学運営の明確化を図っている。

「健康管理センター」が、学生相談室、アスレティックトレーニングルームと連携して、学生が心身ともに落ち着いた状態で学生生活を送れるようにサポートしている。定期健康診断と「健康調査票」の分析結果から、学生の問題解決に取り組んでいる。心身の健康に関する質問・相談に対して、「健康管理センター」の公式 SNS によるチャット形式での対応がなされている。学生相談室では学生相談アンケートを実施し、学生の悩みや心配の内容を確認している。結果は教職員で共有されるほか、学内ポータルサイトに掲出されている。

〈優れた点〉

○学修支援に関する学生の意見・要望に応じた改善事例として、「公務員採用塾」を発足させていることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえ学部・学科ごとに定められ、建学の精神と併せて学生便覧、大学案内、ホームページ等で公表・周知している。また、大学院においても大学院便覧、大学院ガイドブック及びホームページで公表・周知している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、学則や学生便覧等を通じて周知している。大学院においても、単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準を大学院学則によって定め、大学院便覧及びホームページで周知している。

単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準は適切に運用されている。成績不振の学

生に対しては、「修学サポート委員会」がクラス担当教員やゼミ担当教員と連携して支援している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、大学院研究科それぞれに教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、大学案内やホームページ等で公表・周知している。ディプロマ・ポリシーの実現をカリキュラム・ポリシーの目的として両ポリシーの一貫性を確保している。

教育課程の体系的編成は、ナンバリングを導入するとともにカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリーを策定し、教育課程の順次性・系統性を明確化している。教養教育については教養教育部を独立設置し、教材開発と教育方法の支援及び教員向け研修会を実施している。

教授方法についてはシラバスにルーブリックを明示し、学生が授業の到達目標に向け学修を進められるようにしている。

〈優れた点〉

- 英語教育においては実用性を重視し、継続的な学修による学力向上を目標としており、そのためのオリジナルテキストを作成し、オープンな教育リソースとしてホームページにも公開している点は評価できる。
- 「学生参加型 FD 研修会」を開催して学生からの意見をくみ上げ、教員と学生による相互補完的な活動によって教授方法の工夫・改善に取り組んでいる点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部及び各学科の三つのポリシーを踏まえ「機関（大学）」「教育課程（学科）」「科目（授業）」の3段階のレベルにおいて教育成果及び学修成果の点検・評価を行っている。

また、卒業時にアンケートを行い、学生の成長度や満足度に加えてディプロマ・ポリシーに設定された着眼点ごとに設問項目を設けるなど、学科ごとに学修成果の分析・検証を行っている。

学修成果の点検・評価結果は、IR部が全教員に作成を依頼し、授業改善と教育の質の向上のためにフィードバックを行っている。

基準4. 教員・職員

【評価】

基準4を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目4-1を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントは、「教学組織に関する規程」に基づき、「学内調整会議」等を学長が主宰・統括し、各種会議体の役割等を定め、下部組織として各種委員会を置き、権限の分散による組織間の相互けん制と責任の明確化を図り、適正な教学マネジメントの確保を図っている。

また、学長がリーダーシップを発揮するため、副学長及び学長特別補佐のほか、学事顧問を置くことで補佐体制を強化するとともに、教授会及び研究科会議においては、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを教授会運営規程等で定めている。

職員については、「事務組織規程」に基づき、組織・職制及び事務分掌を定め、適切に配置するとともに、各事務部門が果たす役割を明確にすることで、教学マネジメントの機能性を高めている。

〈優れた点〉

- 学校教育法上の助手とは異なる「新助手」という独自の職位を設け、教員と事務職員をつなぐ教育活動を間接的に補助する業務に従事させていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科に必要な専任教員数は、いずれも設置基準を満たしており、適切に配置している。また、教員の採用については、公募制を原則とし、ホームページや求人情報サイト等を活用している。教員の再任及び昇任については、「専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱」によって適切に行われている。

FD 活動については、「教育改善企画運営委員会」が中心となり、授業改善アンケート、FD 研修会、「シラバス・ルーブリック作成の支援」等を実施しているとともに、FD 研修会の内容については、「SUFU Report」を毎年発行し、教員の資質・能力の向上と授業改善に努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、法人及び大学主催の SD 研修会を実施している。また、大学職員として常に高等教育への関心と問題意識を持ち続け、積極的な改善提案ができる人材を養成するために文部科学省、日本私立大学協会等が主催する各種研修会への参加を推奨し、職員の大学運営能力と資質の向上を図っている。

また、高等教育に係る関係法令や大学運営等に関する理解を深め知識等を修得する機会として、日本高等教育評価機構が募集している「研修員受入制度」も活用している。

〈優れた点〉

○若手職員育成のため、法人が学業経費を一部負担し、計画的に通信制の大学院へ進学させるなど学びの機会を与え、かつ大学院修了者については、積極的に部長・課長等の管理職に登用するなど、知見を現場に生かせるような組織づくりを行っていることは評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に研究室が用意され、研究用の設備・装置も順次整備するなど快適な研究環境を提供し、適切な運営・管理を行っている。

研究倫理においては「公的研究費の管理・監査に関する実施基準」や「研究活動上の不正行為防止に関する取扱要領」を作成し、「公的研究費管理推進委員会」によるコンプライアンス教育や研究倫理教育に関する研修会を定期的を開催するなど、厳正な運用を行い研究倫理教育の向上を図っている。

研究費は、毎年度全ての専任教員に配分されている。このほか、外部資金の獲得にもつながるよう大学独自の研究資金を用意し、希望者へは「研究計画に基づく研究費に関する規程」にのっとり厳正な審議の上、研究費を配分するなどの研究支援体制も整えている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、教育基本法等の関係法規を遵守、運営するとともに、情報の公開についても法令等に基づき適切に行っている。

使命・目的の実現に向けては、寄附行為に基づき、最高意思決定機関としての理事会、その諮問機関として評議員会を置くとともに、理事会と教学組織との意思疎通を図る役割を担う組織として常任理事会を設置している。

環境保全への配慮では、省エネルギー化やペーパーレス化への取組みを強化するとともに、安全への配慮としては、「危機管理に関する指針・個別マニュアル」を制定し、安全確保できる体制を整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事の選任についても適切に行われている。理事会への理事の出席数は、全て定足数を満たし、出席率も良好である。また、欠席者には理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者とする体制を整えている。

また、寄附行為施行規則に基づき常務理事等で組織する常任理事会を設置し、原則月 2 回開催することで、法人の日常的な業務に関する事項や大学経営に関する諸課題等を審議の上、処理方針等を決定し、迅速に業務を執行している。常任理事会には大学事務局長及び法人職員も陪席し、経営部門と教学部門との情報共有及び意見交換を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会においては、学長が寄附行為に基づき就任と同時に理事に就任するため、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制を整えている。また、日常業務の決定に際しては、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、理事長が法人の管理運営を行う上で、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

評議員会においては、寄附行為に基づき評議員として学長、副学長を含む教学部門からの役職員が選任され、法人及び大学の各管理運営機関の執行状況等をチェックする体制を整えている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人・大学等に関する事業内容、決算及び財産状況、事業計画、予算編成等について監査を実施している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

過去 5 年間の法人全体の経常収支差額は、コロナ禍への対策や国際情勢等に起因する諸物価高騰により、黒字計上が令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度の 2 期にとどまっているが、大学においては過去 5 年間安定的に黒字を計上している。

財務運営の目安として長期財務計画を策定しており、財務目標シナリオと財務限界シナリオを定め、その間に財務状況が収まるよう運営を行うなど財務構造の安定化に努めている。

〈優れた点〉

- 「第Ⅱ期中期経営計画」を作成するに当たり、計画進捗の明確化のために KGI（重要目標達成指標）、KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、理事会・評議員会での意見聴取のほか、学外有識者にも意見聴取を実施し計画に反映していることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、経理規程、その他の関連学内規則にのっとり適正に行われており、財務に関する情報公開についても「情報公開及び開示に関する規程」に基づき、決算確定後、法人ホームページで公開するとともに、閲覧請求にも対応している。

予算は、予算編成実施計画に基づき、各部門で予算編成資料を作成し、適正かつ効率的な運用に資するため、理事長出席のもと部門ごとに予算会議を開催し編成している。また、年度の途中における予算の追加や変更を要するときは補正予算を編成している。

会計監査及び他の業務監査も計画的に実施し、公認会計士、監事、監査室による三様監査体制を整備するとともに、三者合同による情報交換会を定期的の実施するなど、厳正な対応を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を担保するため学長を責任者とした学内執行部や主要機関の長で構成される「自己点検・評価運営委員会」を設置するとともに「自己点検・評価規程」に基づき、九つの項目について点検及び評価を企画部 IR 課と連携して行っている。また、委員会で審議した内容については、速やかに教授会及び部長会議に報告し、全教職員との情報共有と共通理解を図っている。

令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度に自己点検評価書を作成し、課題、時代や社会のニーズへの対応のため、アセスメント・ポリシーの改定や内部質保証の方針を策定する等、継続して改善に取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施として平成 20(2008)年から毎年度、各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を実施しており、組織・担当業務の振返り及び業務目標の設定と、全教員による研究活動や教育活動での「目標と結果」「次年度に向けた課題と目標」の整理を行い、全教職員で共有している。

教学組織の IR 部及び事務組織の企画部 IR 課が連携して十分な調査・データの収集と分析を行っている。

〈優れた点〉

○各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を行うことにより、教職員の自己成長と組織全体の進化を促し、大学の教育・運営の質を高める重要な仕組みとして機能していることは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進させるため、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルを「自己点検・評価運営委員会」を中心とした組織を確立して機能させている。

教員は、前期末と年度末の年 2 回、学生からの授業改善アンケートの結果を踏まえ、担当授業科目の振り返りと課題に向けて取組むことで授業改善と教育の質の保証につなげている。また、教学組織の長と事務組織の長が、年度始めに業務目標を、年度末に業務目標に対する成果について、その結果を全教職員に報告することで、内部質保証を確立している。

令和元(2019)年度の認証評価結果によって付された指摘事項や毎年度行う自己点検・評価等を通して浮かび上がった課題等について改善を図り、内部質保証の PDCA サイクルの仕組みを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・連携

A-1. 教育研究活動の成果の提供による社会貢献

A-1-① 地域社会への教育研究成果の提供

A-1-② 体育・スポーツ及び健康科学面での社会貢献活動

【概評】

大学の基本理念である「スポーツ・フォア・オール」に基づいて、体育・スポーツ及び健康分野に係る教育研究活動の成果を地域社会に提供している。「産学共同研究等取扱規程」に基づく地方自治体、企業との共同研究の実施、各種スポーツ協会や関連団体等への大学施設の利用開放、ジュニアスポーツ教室、公開講座などを実施している。

また、近隣市町等からの要請に応じ、高齢者を対象とした「転倒予防教室」を平成 13(2001)年度に開設し健康増進事業を展開している。教育委員会等からの要請に対しても、小学校の児童を対象とした体力・スポーツ力向上プログラム等を実施し、近年では県内外に拡大させている。

令和 3(2021)年度には、「仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアム」を立上げ、大学の教育研究資源を活用し、産学官で地域の活性化に寄与することを目的とした活動を行っている。令和 5(2023)年度には部活動支援として地域の中学校に学生を派遣するとともに、学生の教育の場を創出している。これらの活動について規模の拡大が検討されており、今後の社会貢献の成果が期待される。

基準 B. 国際交流と連携

B-1. 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-2. 協定校との交流の推進

B-2-① 協定校の教員による集中講義の開講及び交流事業の推進

【概評】

体育・スポーツ及び健康分野のグローバル化に伴い、国際感覚を有する体育・スポーツ及び健康分野の専門家の養成を目指し、協定校との留学生派遣・受入れプログラムを整備することによって教育研究上の国際交流を進めている。11 か国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係を結び、国際交流協定を締結している大学で留学生の派遣を実施している。

協定校との研修プログラムは、海外研修プログラム及び交換留学生派遣プログラムを整備している。引率教員による現地での実施確認及び参加学生による帰国報告会を通じて成果を共有し、「国際感覚を有するスポーツ健康科学の専門家」としての素養を身に付ける機会を提供している。受入れた交換留学生は国際交流センターが関連部署と連携して対応し、他の在學生と同様に行われる授業や単位修得、あるいは異国での慣れない生活に対してきめ細かく支援している。

協定校との交流の推進に関しては、平成 16(2004)年度にハワイ大学と連携し、ハワイ大学教員による「NATA アスレティックトレーナーの実際 I・II」を同時双方向の遠隔授業方式で開講している。また、現代武道学科の科目を中心に、韓国、中国の教員を招へいし、集中講義を開講しているほか、現地で武術を学ぶ機会を提供している。

令和 5(2023)年度にはニュージーランドのカンタベリー大学と連携し、防災教育の共同研究に取り組んでいる。学生や教職員の交流事業を進め、7 人のインターンシップ生を受入れている。インターンシップ生のプロフィールや希望分野を把握し、多様な受入れ企業とマッチングさせている。支援する教職員及びサポート学生との人間的交流によって互いに理解を深め、国を越えた友情が育まれるなどインターンシップ生のみならず双方に利益をもたらす事業として成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 仙台市に本拠地を置くプロスポーツ4団体とのアカデミックパートナーシップ

本学ではプロスポーツが保有する有形無形の資産を活用した人材育成を目的に、仙台市に本拠地を置く株式会社仙台 89ERS、株式会社楽天野球団、株式会社ベガルタ仙台、株式会社マイナビフットボールクラブの4つのプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を締結し、学生がプロスポーツの現場で学ぶ機会を確保している。

具体的には、学生がプロスポーツの現場に赴き、コーチングやトレーニング方法、各試合会場で開催される試合やイベントの運営等について実践的に学んでいる。また、チームスタッフとしてのインターンシップを行うなど、学内での学びを現場で実践する取組みを行っている。さらに、各チームの運営会社のスタッフが本学を訪れ、現場における体験談や技術指導、栄養指導など、学生の専門性に応じた出前講義も行い、協定を生かしたスポーツを「支える」機能に係る多彩なプログラムを学生に提供している。このような取組みにより、本学卒業生のチーム運営会社への就職にもつながっている。

今後もこの取組みを継続し、学生がプロスポーツ団体を舞台とした「生きた学び」を経験することで卒業後の実践力の向上を図り、建学の精神の具現化を目指していく。

2. 附属高校との高大接続教育の深化及び ICT 教育の充実による人材の育成

本学では、法人が設置する附属高校とのスポーツ科学をベースとした高大接続教育を深化させることで、7年間の一貫教育という視点に基づく人材育成を図っている。具体的には、附属高校からの進学者・保護者で組織する「明仙育進会」を組織し、大学進学後の修学状況等に関する情報共有と生活や進路の相談体制を整備している。附属高校が所在する仙台市川平地区に新設した大学キャンパスでは、スポーツ科学実践施設（川平 KMCH）を新アリーナに付設整備し、進学希望の高校生等に対し、AIカメラによる動作解析、インボディ等による身体・生理特性分析その他、高校専門学科「体育」の学習指導要領を踏まえた実技授業等において、各種スポーツに関する基礎的な科学的知識の習得等に係る教育を、本学アスレティックトレーナー等の常駐、大学教員の出前授業、教員志望学生の指導実践等を通じ、大学教育研究の一環として実施している。令和 6(2024)年度からは、高校の運動部活動についても教員志望の本学卒の大学職員等による技術指導ができる体制を整備し、高大接続教育を通して、部活動の地域移行など、時代の要請を踏まえた専攻領域に係る人材育成を深化させている。

併せて、社会全体で「デジタル革命(DX)」が加速している中であって、ソフトバンク株式会社と連携し、福島県郡山市など遠隔での中学校の部活動支援事業を実施するとともに、令和 4(2022)年度には文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の選定を受け、さらに、令和 5(2023)年度にはスポーツ情報マスメディア学科で高校の教科「情報」教員免許の課程認定を受け、令和 6(2024)年度同学科への入学生においては、その約 65%が、教科「情報」の教員免許取得を希望している状況にある。以上のように、高大接続教育の深化及び ICT 教育の一層の充実によって、スポーツ科学の分野において DX その他、時代の要請に対応できる人材育成に努めている。